

令和5年度 第13回西宮市農業委員会総会議事録

1. 日時： 令和6年3月21日（木） 午後2時30分から午後3時10分まで

2. 場所： 西宮市役所 第二庁舎4階 B405会議室

3. 出席者：

【委員】（14名）

（会長）	1番	松本	俊治
（委員）	2番	前田	豊
	3番	松本	強
	4番	中松	良友
	5番	高田	敏治
	6番	古塚	雅章
	7番	木下	勝博
	8番	亥野	祐一
	9番	芝辻	直和
	10番	奥村	幸弘
	11番	大前	有三
	12番	光岡	大介
	13番	松本	彌生
	14番	庄治	郁夫

【事務局】

（事務局長）上野 孝弘 （主査）松谷 卓人 （主査）中田 奈穂美 （主査）増尾 尚之
（産業文化総括室長）杉原 和彦

4. 欠席者：0名

5. 傍聴者：0名

6. 議事案件：

- 【議案第25号】 農地法第3条の規定に基づく許可申請の件 〈審議結果：承認〉
- 【議案第26号】 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定の件 〈審議結果：決定〉
- 【議案第27号】 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づく決定の件 〈審議結果：決定〉
- 【報告第40号】 農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件
- 【報告第41号】 農地法第3条の3の規定に基づく届出受理の件
- 【報告第42号】 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

7. 議事内容

午後2時30分 開始

- 議長 ご出席の皆様、本日は御苦勞様でございます。
定刻になりましたので、ただいまから、農業委員会総会を開会します。
本日の出席委員は14名です。定足の過半数に達していますので、本日の農業委員会総会は、成立しています。
それでは、議事録署名委員について、私から指名させていただくことにして御異議ありませんか。
- 委員 (異議なし)
- 議長 異議なしとのことですので、3番 松本委員 と5番高田委員を議事録署名委員に指名します。
それでは、これより議案の審議に入ります。
議案第25号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」を上程します。
事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案第25号について説明いたします。
【議案書朗読】
今回の申請農地は資料1ページのとおりです。
次に、資料の2ページ「農地法第3条第2項各号の判断基準」をご覧ください。これは、農地法第3条第2項の第1号から第6号のいずれかに該当する場合は、原則申請を許可できないため、各号それぞれに該当しないと判断した理由をお示しするものです。
--- 資料2ページ朗読 ---
本資料のとおり、今回の借受人は農地法第3条第2項第2号には該当するため、資料3ページ「農地法第3条第3項各号の判断基準」のすべてに合致する必要があります。
--- 資料3ページ朗読 ---
以上で、議案の説明を終わります。
- 議長 事務局の説明は終わりました。
次に、地元委員の説明をお願いします。
奥村委員、お願いします。
- 奥村委員 議案第25号についてご説明いたします。
申請農地については、配布の地図のとおりです。
申請内容は、農地法第3条の規定に基づき、農地を農地のまま賃貸借するものです。
借受人はNPO法人であり、申請農地には農業経験者を配置する予定で、常時1人以上が耕作の事業に従事する等の条件も満たしています。また、耕作に必要な機械も持っておられ、許可されても問題はないと考えます。
以上で、地元委員の説明を終わります。
- 議長 地元委員の説明は終わりました。
本件に対して、御質問、御意見はありませんか。
- 委員 (質問、意見なし)
- 議長 なければ、議案第25号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」につきましては、許

可することにして、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないようですので、議案第25号につきましては、許可することとします。
続きまして、議案第26号「農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定の件」を上程します。
事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第26号について説明いたします。

【議案書朗読】

農地の場所につきましては、資料4ページのとおりです。

続きまして資料の5ページ上段をご覧ください。

利用権設定とは、農地法によらずに農地の貸し借りを可能にするものであり、市街化区域以外の農地で適用されます。農地法第3条の許可要件との違いは、農地法第17条の賃貸借の法定更新に係る適用が無く、当初定めた貸し借りの期間が満了すれば、農地所有者に農地が戻ってくることです。当該手続きにおいて、権利関係を発生させるためには、資料の図のとおり、市が作成した農用地利用集積計画を農業委員会総会で決定し、市が公告しなければなりません。

次に、資料の6ページ「農用地利用集積計画(案)」をご覧ください。

— 資料朗読 —

続きまして資料の5ページ下段をご覧ください。

ここに規定されているとおり、イ 耕作に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること、ロ 耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、が計画の要件になっており、この要件を全て満たすと考えております。

以上で議案の説明を終わります

議長 事務局の説明は終わりました。

次に、地元委員の説明をお願いします。

高田委員、お願いします。

高田委員 議案第26号についてご説明いたします。

申請農地については、配布の地図のとおりです。

申請者は令和5年4月より利用権設定を行っており、耕作地を適正に管理しております。そのため、引き続き利用権設定を行うことは問題ないと思われま

以上で、地元委員の説明を終わります。

議長 地元委員の説明は終わりました。

本件に対して、御質問、御意見はありませんか。

委員 (質問、意見なし)

議長 なければ、議案第26号「農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定の件」につきましては、決定することにして、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないようですので、議案第26号につきましては、決定することとします。
続きまして、議案第27号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づく決定の件」を上程します。

事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第27号について説明いたします。

【議案書朗読】

都市農地の貸借の円滑化に関する法律（以下、都市農地貸借法）は対象となる都市農地を生産緑地に限定した上で、都市農業の持つ多面的機能を発揮する取組を行うことを要件に、農地法の法定更新等が適用されない貸借を可能とするものです。

農地の所在は資料7ページのとおりです。

次に、資料8ページの左側をご覧ください。

農地の借り手が自ら耕作する場合は、農地の貸し手と借り手の間で貸借の内容について契約書を準備し、農地の借り手が「事業計画」を作成し市長に申請します。市長は「事業計画」が要件の全てに該当するものである場合には、農業委員会の決定を経て認定を行います。

今回の案件は、令和5年3月の農業委員会総会において審議され1年間の貸借が認定されたものについて、さらに2年間の期間の延長を行うものです。

それでは、資料9ページ「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項各号判断基準」（右上に“議案第27号 資料”）をご覧ください。

—資料朗読—

本資料のとおり、要件を全て満たすと考えております。

以上で議案の説明を終わります

議長 事務局の説明は終わりました。

次に、地元委員の説明をお願いします。

亥野委員、お願いします。

亥野委員 議案第27号についてご説明いたします。

申請農地については、配布の地図のとおりです。

申請農地は、令和5年4月より、申請人による都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく賃借権が設定されており、耕作地として適正に管理されております。

また、現地確認により、周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないと認められます。

以上で、地元委員の説明を終わります。

議長 地元委員の説明は終わりました。

本件に対して、御質問、御意見はありませんか。

委員 （質問、意見なし）

議長 なければ、議案第27号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づく決定の件」につきましては、決定することにして、御異議ありませんか。

委員 （異議なし）

議長 御異議がないようですので、議案第27号につきましては、決定することとします。

これより、報告案件に入ります。

まず、報告第40号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。

事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第40号について説明いたします。

【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により、届出を受理しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。

本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。

続きまして、報告第41号「農地法第3条の3の規定に基づく届出受理の件」を報告します。

事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第41号について説明いたします。

【議案書朗読】

当該届出は、法定記載事項がもれなく記載されていることを確認し、事務局長専決により届出を受理しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。

本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。

続きまして、報告第42号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」を報告します。

事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第42号について説明いたします。

【議案書朗読】

現地調査の結果、すべて農地として耕作されていることを確認し、会長専決により証明書を交付しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。

本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。

以上で、本日予定しておりました報告案件はすべて終了しました。

これをもちまして、本日の農業委員会定例総会を閉会します。

午後3時10分 終了

上記議事録を正当と認め、署名する。

(議長)

(委員)

(委員)
